

令和4年 第3回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年3月28日(月) 15時27分 から 17時10分

2. 開催場所 東神楽町役場 3階 委員会室

3. 出席委員 11名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也

4. 欠席委員 11番 藤田 尚広

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

第7 議案第4号 あっせん委員の指名について

第8 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 長野 泰定

主査 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長

それでは、みなさんお疲れさまです。ただいまの出席委員は、藤田委員から欠席届けが出ておりますので11名であります。定足数に達しておりますので、東神楽町農業委員会総会を開会いたします。農業委員会憲章を朗読します。ご起立ください。今日は、2番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農用地の確保と有効利用を進め法令に基づく適正な農地行政に努めます。ご着席下さい。それでは、会長からごあいさつをいただきます。

あいさつ

会長

第3回通算720回の総会に先立ちましてひと言ご挨拶を申し上げます。本日、藤田委員が欠席となっておりますけれども、みなさんご存知のとおりお父様の藤田政義さんが亡くなりました。藤田政義さんにおかれましては、農業委員として9年、藤田委員の前の前に志比内地区の委員さんでして、お酒を飲むと非常に楽しい方でした。最近になり体調を崩されお亡くなりになりました。謹んでお悔やみ申し上げます。農業関係で言いますと、農業経営強化基盤法が改正になったということで、人・農地プランの法定化、下限面積の撤廃という法案も、今審議し始めたところでもありますけれども、令和5年度には成立するのではないかということで、非常に激動、我々にとっては非常に大きな変革であると思っております。来年度に向けて、我々も勉強をしながら様々な事案に対応してはななくなってくるのではと思います。本日も議案ありますが慎重審議のほうよろしく願います。

会議録署名委員

会長

それでは<日程第1> 会議録署名委員の指名について、本日は1番島田委員、2番蒔田委員です。よろしく願います。

【報告】概況報告

会長

<日程第2> 報告第1号 農業委員会の概況報告について事務局より願います。

宮原主査

はい。報告第1号。令和4年2月28日以降における農業委員会の概況について報告いたします。3月4日のぶし経営塾上川管内農業法人ネットワーク主催の特別研修会に小足会長・島田代理・伴野農地部長・蒔田委員が参加しております。こちら特別研修会においての質疑についてまとめた資料を机上に配布させていただいております。農水省の交付金を扱う室長の考えも分かるものになっているかと思えます。本日の総会ではふれませんが、お時間のあるときに目を通していただければと思います。3月14日に開きましたあっせん委員会には、島田代理・伴野農地部長・蒔田委員・岸本委員・藤田委員。3月18日あっせん委員会には、島田代理、伴野農地部長、藤田委員が参加しております。3月22日 令和3年度上川地方農業委員会連合会役員会に、小足会長が出席しております。以上です。

【議案】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告に

会長

続きまして<日程第3>報告第2号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について事務局より説明願います。

宮原主査

はい。農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。今回は4件あがってきております。受付番号5。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして1.0へ

	<p>クタール。形態要件は〇〇。事業要件のうち生産する農畜産物につきましては小ネギ、水菜、小松菜。構成員要件は〇〇さん30株。農業従事日数250日となっております。業務執行役員要件は〇〇さん代表取締役、農作業従事日数につきましては250日となっております。受付番号6。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして15.9ヘクタール。形態要件は〇〇。事業要件のうち生産する農畜産物につきましては小麦。構成員要件は〇〇さん1株。農業従事日数は150日。〇〇さん250株。〇〇さん249株。業務執行役員要件は〇〇さん取締役。農作業従事日数につきましては150日となっております。続きまして、4ページをご覧ください。受付番号7。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして22.5ヘクタール。形態要件は〇〇。事業要件のうち生産する農畜産物につきましては、小麦、水稻。関連事業といたしましては農作業受託を行っております。構成員要件は〇〇さん8株。〇〇さん8株、〇〇さん8株。〇〇さん8株、〇〇さん7株、農業従事日数は5名とも150日。業務執行役員要件は、〇〇さん代表取締役。〇〇さん取締役。〇〇さん取締役。〇〇さん取締役。5名とも、農作業従事日数につきましては150日となっております。最後になります。受付番号8。有限会社〇〇。経営面積は「田畑」併せまして28.1ヘクタール。形態要件は〇〇。事業要件のうち生産する農畜産物につきましては、トマト・水稻・小麦・そば。関連事業といたしましては、直売所を行っております。構成員要件は〇〇さん18株。農作業従事日数は250日。〇〇さん7株。農作業従事日数は170日。〇〇さん15株。農作業従事日数は150日。〇〇さん15株。農作業従事日数は150日。業務執行役員要件は〇〇さん代表取締役。農作業従事日数は250日。〇〇さん取締役。農作業従事日数は170日となっております。以上4件、報告書類を確認させていただきましたが、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。</p>
会長	こちら報告事項ですので、次の議案に入ります。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知

会長	<日程第4>議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。
武田主事	<p>はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。今月については4件あがってきております。21番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか4筆。合計面積29,435㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、令和4年3月1日。土地の引渡日については、令和4年3月27日となっております。こちら合意解約となっております。解約の事由といたしましては、貸替えため解約したいということとなっております。当初契約期間、令和2年3月30日から令和12年3月29日までの強化法の賃貸を解約するものとなっております。こちらは、この後出てくる3条の案件で〇〇さんが農業経営に復帰するとのことで、お父さんの農地の返還をうけるものです。</p> <p>続きまして22番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。ほか16筆。面積45,968㎡。貸主は〇〇さん。借主は北山秀雄さん。解約の成立日につきましては、令和4年3月1日。土地の引渡日、令和4年3月27日となっております。こちら合意解約となっております。解約の事由は、貸した農地の返還を受けるため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和2年3月30日から令和6年11月30日までの強化法の解約となっております。こちらも先程と同様に〇〇さんが農業を再開されるため解約となります。続きまして23番。所在〇〇。</p>

	<p>地番〇〇。現況地目「田」。ほか2筆。面積22,974㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約成立日が3月1日。土地の引渡日、3月27日となっております。こちら合意解約で、解約の事由といたしましては、貸した農地の返還を受けるため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和2年3月30日から令和6年11月30日までの強化法の解約となります。次、8ページのほう行きますと24番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか15筆。面積44,381㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては3月1日。土地の引渡日については3月27日となっております。こちら合意解約となっております。解約の事由が農地売買のためということとなっております。当初契約期間、平成29年2月28日から令和4年11月30日までの強化法の解約となっております。こちらはのちほど利用集積の方で、売買案件あがってくるものですが、買う方が別になりますので解約という形になります。以上です。</p>
会長	<p>農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約と認めます。</p>

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	<p><日程第5>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。</p>
武田主事	<p>はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号10番です。賃借権の使用貸借の設定になります。期間については、令和4年3月28日から令和14年3月27日の10年間の契約となっております。貸主が〇〇さん。借主が〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか13筆。総面積が58,664㎡。借主の経営状況につきましては70,197㎡を耕作されております。労力総数は2名となっておりまして、対価は無償になります。申請理由につきましては、後継者である息子に全地貸し付けたいとなっております。こちら先ほどの解約事由内容となっております。〇〇さんが農業経営を再開するという事で、親子での使用貸借を結ぶものとなっております。以上です。</p>
会長	<p>はい。担当、私です。こちらの案件、一時農業を中止していた〇〇君が、今回全地返していただいて農業を再開するという事で、親子間の3条賃貸をしていただくものでございます。〇〇君においてはですね。25日に〇〇君を呼んで、どのように営農を再開するか聞き取りもしまして、本人もそばを作ると言っておりまして、各方面にしっかり手配もして今年営農をやるつもりでありますので、我々としてはいましてはですね。本人がやるというものを駄目とは言えませんので、我々としては全面的に支持をしてあげるべきだと思っておりますので、こちら〇〇さんの案件、今月何件か出てまいりますけど、そのようにみなさんにもご理解いただきたいと思っております。以上です。</p>
会長 各委員	<p>説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。 (ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>

【議案】農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定

会長	続きますして<日程第6>議案第3号農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については変更点のみ説明します。事務局より説明願います。
会長	まず、会議規則15条により〇〇委員。いや〇〇委員の退席を求めます。
会長	お願いします。
武田主事	はい。今回、所有権移転が5件。利用権設定の新規案件が4件。継続案件が1件となります。それでは番号94番になります。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が5,053㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限については4月30日までとなっております。売買価格につきましては812,000円。反当価格は200,000円となっております。以上です。
会長	担当、岸本委員。
岸本委員	地図の6ページを見ていただきたいんですけど、今回、国営緊急農地再編整備事業の関係でこの隣りが〇〇さん所有の土地になりまして、国営工事終了後このあたりは〇〇さんが作られるということで、〇〇さんの方で国営緊急農地再編整備事業に伴い、農地の方を売りたいということでこのような形になりました。特段、問題はないと思いますけれど慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号95番。
武田主事	はい。95番です。所有権の移転を受ける者〇〇。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が2,484㎡。売買となっていて、所有権移転日本日。対価の支払い期限が4月30日まで。売買価格につきましては1,058,000円。反当価格は450,000円となっております。以上です。
会長	担当、島田代理。
島田代理	はい。こちらの農地ですが、以前より〇〇さんの所有する。所有でなく、〇〇さんが耕作されて、田んぼとして使っていて、現在も水田として使われています。条件としては四角くしっかり水もくる、水はけも良いということで、東聖地区での1番高い価格450,000円を提示させていただきましたところ快く引き受けていただきまして、この価格設定となりました。特段問題ないかと思いますが慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号96番。
武田主事	はい。96番11ページになります。所有権の移転を受ける者〇〇。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか13筆。総面積が35,449㎡。売買となっていて、所有権移転日が本日。対価の支払い期限については4月30日までとなってお

	<p>ります。売買価格につきましては5, 250, 000円。反当価格につきましては、みなさん地番図の8ページをご覧くださいと思います。番号①から③まで振ってありますが、まず①地番でいうと54-2、54-15四角になっているところが180, 000円。その下の②番。54-11、54-23となっているのが150, 000円それ以外③番、奥側と手前側は160, 000円という価格設定をさせていただいております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>担当、本来であれば藤田委員なのですが、本日欠席ということで島田代理の方から説明します。</p>
島田代理	<p>はい。それでは藤田委員に代わりまして、こちらご説明あげます。こちらあっせん委員会の時に説明したこと。聞いたことを言います。まず、前作なのですが〇〇さん。解約されていましたが、〇〇さんに売買をお願いしたところ買えないというところがありまして、次にも出てきますが〇〇さんと〇〇さんの方に買っていただくということで話しがまとまった経緯があります。こちら前作全面、〇〇さんが作っていたところなんです、そばでありました。まず、なぜ3段階に価格設定がなされたかと言いますと、志比内での水田として水が張ってあって1番条件の良い中でも200, 000円が最高。相場というところで始まります。2番のところ150, 000円の価格設定ですが、こちらは砂利とりをしているということで50, 000円減の150, 000円。1番は、転作を長く続けているということで、水が来なくて水田としてはすぐに活用できないことから、少し下がりの180, 000円。3番ですが、ここの160, 000円は、志比内全体的に石の多いところなのですが、ここは更に多い。手前の3番のところは水はけが悪いということで、3番のところに関しましては160, 000円の価格設定になっておると聞いております。簡単ではございますけれど、あっせん委員会でも特段問題はなかったの、慎重審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>
会長	<p>番号97番。</p>
武田主事	<p>はい。97番です。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が7, 918㎡。売買となつてまして所有権移転日本日。対価の支払い期限が4月30日まで。売買価格につきましては1, 218, 000円。反当価格が150, 000円となっております。以上です。</p>
会長	<p>こちら島田代理です。</p>
島田代理	<p>はい。先ほどの続きの案件になります。上と下の図を見てもらうと分かると思うのですが、先ほど説明した②番の横に隣接する土地でございます。こちらの土地に関しましては、まわりが米山さんの土地で地続きということで、米山さんになったと聞いております。価格の設定ですけれども、先ほどの②番の土地と同じ並びなんです、同じく砂利とりをしております150, 000円になったと藤田委員から聞いています。慎重審議のほどよろしく願いします。</p>
会長	<p>担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。</p>
事務局長	<p>会長。せっかくなので。地主の方、住所青森県ですね。かねてより、この日に北海道に来るといふことでですね。だいたい前から事務局職員と地区担当委員、藤田委員と、この青森県の方と3月いつにする。いつにする。と親戚の法事があるということで、あっせん委員会の日を設定した</p>

	<p>んですが、青森県でサラリーマンをされているかと思うんです。確か。職場の中でコロナ感染が出たと、間違っていたらすみません。ご自分が濃厚接触者になってしまって、結局来道できなくなってしまうんですね。その連絡が入ったのが、まああっせん委員会の直前だったんですが、どうしようかという話しの中で、今の時代、色々できるのではないかということで、うちの武田もイメージがあったようで、藤田委員とも色々打ち合わせをして、その結果とった方法がありますので、当日のあっせん委員会の雰囲気も含めて武田から説明させようと思います。</p>
武田主事	<p>はい。あのご本人来道できなくて、尚且つ近場にご親族等いらっしゃらないということだったんですけど、どうしてもあっせん委員会を成立させたいということで、取った手段が LINE の TV 電話で藤田委員と繋がっていただいて、直接みなさんのお顔を見れる形であっせん委員会を開いた経緯があります。手続き等に関しては、委任状をお送りして藤田委員に一連の手続きはお任せしますということで、ハンコ等も藤田委員にお願いして押していただいて、ただあっせん委員会で価格等の内容は、直接 TV 電話越しで了承を得て今回成立に至ったものです。今後、まだコロナウィルスの方が出ている中で、これからのあっせん委員会も、こういった場合には ZOOM や LINE などですのもありかと思った次第です。情報共有ということでお知らせします。</p>
会長	<p>東神楽町農業委員会で初のリモートであっせん。記録的なことなのかなと思っております。報告事項として報告にかえさせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>それでは番号 9 8 番。</p>
武田主事	<p>1 2 ページにいきまして 9 8 番です。所有権移転を受ける者〇〇。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか 6 筆。総面積が 3 5, 3 6 8 m²。こちら売買となつてまして所有権移転日は本日。対価の支払い期限につきましては 4 月 3 0 日までとなっております。売買価格につきましては 5, 4 1 5, 0 0 0 円。反当価格については、1 7 0, 0 0 0 円となっております。以上です。</p>
会長	<p>担当、島田代理。藤田委員から聞いたこととお話ししますと、〇〇さんにおかれましては、この売買案件が出てくる前までは牧草を作業委託されていまして。その中で一昨年に、今の牧草問題が出る前に売買の話が出ていまして、藤田委員が水面下で動いていた中の相手先であって、相手先としましては〇〇さんということで内々で話しが進んでいまして。価格の設定ですが、こちらの土地に関しまして非常に土地は良いということではありますが、ただ牧草ということで今回牧草問題が出ていることもあり、転作の 1 8 0, 0 0 0 円設定から 1 0, 0 0 0 円引かせていただいて、1 7 0, 0 0 0 円で話しが進んでいたところ、そのまま今年に持ち越しになって、1 7 0, 0 0 0 円で設定させていただいて〇〇さんが受けていただいたと聞いております。こちらの方もあっせん委員会で色々話しを聞いたところ問題はなかろうかと思いますが、みなさんの慎重審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。</p>
伊藤委員	<p>1 点だけ、〇〇さん続いているんですけど、借入は？</p>
島田代理	<p>そうですね。JA 資金でやるということで、先ほどの件も今回の件も聞いてますので、問題ないかと思います。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>
会長	<p>番号 9 9 番。</p>

武田主事	こちらから賃貸新規案件になります。99番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか10筆。総面積が87,789㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、3月28日から令和9年1月27日までの5年間となっております。こちら公社の農地保有合理化事業の一時貸付案件です。賃借料につきましては、〇〇一さんが買った売買価格14,070千円の2%である281,400円となっております。以上です。
会長	担当、伊藤委員。
伊藤委員	はい。ただいま事務局の説明のあったとおりですが、多少補足しますと〇〇さん、今まで賃貸ということでこの〇〇さんの土地を作っておりました。面積、金額等、大きいことから今回、公社との賃貸をさせていただくということになりました。〇〇さんにつきましては、高台で麦をどんどん作っております。年齢的にもまだまだ力がありますので、問題ないかと思いますが慎重審議のほどよろしくお願いします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号100番。
武田主事	100番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が38,896㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、3月28日から令和9年1月27日までの5年間となっております。こちらも公社の農地保有合理化事業の一時貸付案件です。賃借料につきましては、〇〇さんへの売買価格16,470千円の2%である329,400円となっております。以上です。
会長	担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	ただいま事務局から説明があったとおりですが、公社案件となっておりますして高額になることから買入協議を経て、〇〇さんから公社へ。今回、公社から〇〇さんへの賃貸借となります。〇〇さんにおかれましては、ここ数年ハウス栽培を少し減らしまして、効率的に水稻や小麦を生産されており、2年前から後継者も加わり安定した経営をされておりますので、問題ないかと思いますが慎重審議のほどよろしくお願いします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして会議規則15条の規定により〇〇の退席を求めます。
会長	番号101番。
武田主事	101番です。利用権の設定を受ける者〇〇。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が22,308㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、3月28日から令和8年11月30日までの5年間となっております。賃借料222,000円で、反当価格は10,400円となっております。以上です。
会長	担当、伊藤委員。

伊藤委員	はい。ただいま事務局より説明していただいたとおりなのですが、こちらが今年度から牧草を作っていたところ。作業委託をされていたかと思うんですが、牧草地であったところを賃貸したいということであがってきた案件であります。面積的には、水張で2町1反。今回、賃貸について牧草の件があがっていましたが、今年度は牧草を潰すことに専念するというので、この1年は収入がないという見込みで5年間の契約の内の4年間賃借料を払うという設定で、ここで今すぐ水田に戻らないから、ここの賃貸相場が13,000円ではありますが、13,000円、4年間賃借料を払うつもりで1年もらわずに5年間で割りますと14,000円という計算になります。〇〇さんにおきましては、〇〇にされまして後継者もおられ、長男もいますし、次男も帰ってきたいというような意欲のある会社でありますので、何ら問題ないと思いますが慎重審議のほどよろしくをお願いします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。
事務局長	10,400円ですね。
伊藤委員	10,400円。はい。
事務局長	はい。
会長	こちらは前回話し合ったとおり、4年分を5年間で分けてという、まず第1例で今回あがってきたものです。
会長	質問無ければ決定いたします。
会長	番号102番。
武田主事	102番です。利用権設定を受ける者〇〇。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」面積が1,014㎡。こちら貸借権の設定で使用貸借となっております。利用権の設定の始期については、3月28日から令和6年11月30日までの3年間となっております。賃貸料につきましては、無償となっております。こちら地番図の14ページご覧ください。今回、売買ということを出ていましたが、この度、自留で〇〇さん自身お持ちになる土地がありますが、その内1については田ということで、この部分については使用貸借で〇〇さんへ貸すということで聞いております。さらに賃貸期間の3年につきましては、国営が入るのは令和5年か令和6年になるということで、最長延びても令和6年ということで3年ということで設定させてもらっています。以上です。
会長	こちら志比内案件になりますので、島田代理をお願いします。
島田代理	はい。事務局からの説明がほとんど全てなんですけれども、見やすい図面ですと8ページに戻りまして、8ページの②の右下にある台形部分、〇〇。ここなんですよね。先ほど説明があった部分を内地番で切って水田として活用されていたのですが、国営が入るまでの間、3年間で先ほど買っていた部分もありますので、無償で賃貸とさせていただいたと聞いております。以上です。慎重審議よろしくをお願いします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。
伊藤委員	ちょっといいですか。松友さん、なぜ全面積を売らなかったんですか。切り売りみたいな形ですけれども。
島田代理	売れないんです。
会長	このところ事務局より説明願います。
武田主事	説明不足で申し訳ありません。〇〇というところが、現況の地目が畑になります。今回、〇〇

	<p>さんのご意向でこの畑相当部分については、自分で作りたいと、本人は青森県にいますが、ご兄弟というかご親族の方で夏に畑をやりたいという方がいらっしゃるということで、その方に畑をやってもらおうということで、その関係で持っていたいんだという話しがございまして、今回売るにあたってこの内1の田部分も売れば良いのですが、そうすると分筆という手続きが出てきてしまいますので、それであれば国営も換地もすぐに控えている中で分筆するのは費用的にはもったいないというところで、とりあえず自留地として自分で持っていて、国営の期間は賃貸で繋いでいただいて換地処分できいいにしようということで、今回この部分だけ賃貸、使用貸借という形になりました。</p>
会長	<p>ということです。伊藤委員、大丈夫でしょうか。</p>
伊藤委員	<p>これ今、田として使っているんですね。</p>
会長	<p>現況、田ですが水田ではない。</p>
伊藤委員	<p>あつ。水田でない。国営のカウントにはなっているんだ。</p>
会長	<p>国営の受益地にはなっているんですけど、これを売買すると内番になるので、畑の部分を切らないとなくなってしまうんです。換地でうまくやってくれば良いという話しですんで、あえてお金をかける必要はないでしょうということです。</p>
伊藤委員	<p>はい。了解です。</p>
会長	<p>他にご意見・ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定します。</p>
会長	<p>番号103番。</p>
武田主事	<p>はい。103番、継続案件になりますので変更点のみご説明をさせていただきます。 103番につきましては、反当価格が11,000円から10,000円に変更となり、賃貸料も減額となっています。以上です。</p>
会長	<p>前田委員が仕事のため、退席となります。継続案件ですが、何かご意見・ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>

【議案】あっせん委員の指名について

会長	<p>続きますして<日程第8> 議案第4号、あっせん委員の指名について事務局より説明願います。</p>
武田主事	<p>はい。それではあっせん申し出のあった案件について、説明いたします。22番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」面積が23,477㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積18,180㎡となっております。23番。住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」面積が31,677㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積22,720㎡となります。24番。住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。ほか1筆。総面積が26,846㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積16,390㎡となります。続きますして16ページご覧ください。25番。住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」他3筆。総面積が44,872㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積37,680㎡となります。以上です。</p>

会長 各委員 会長	あっせん委員の指名については会長一任でよろしいでしょうか。 (はいとの声) それでは指名いたします。番号22番。島田代理、伴野委員、前田委員、野々瀬委員。番号23番。島田代理、伴野委員、蒔田委員、大柿委員。番号24番。島田代理、伴野委員、大柿委員。番号25番。島田代理、伴野委員、伊藤委員。以上です。よろしくお願いたします。
-----------------	--

【その他】

会長	それでは、日程第8その他。
事務局	①4月総会の日程について ②「農業委員会による最適化活動の推進等について」について (主に活動記録の方法について) ③産業振興課より水活交付金について ④道外研修先・日程について
会長	長野局長におかれましては、3年間ということ短い間ではありましたが、非常に困難な案件にあえて立ち向かうと非常に勇気のある局長だと思って見ておりました。まだ、解決できなかった部分はあるんですけども、非常に前向きに取り組んでいただきまして心強かったなというふうに思っております。また、細かいことについてはですね。来月の歓送迎会のときにお話しさせていただきますけれども、大変ご苦労さまでございました。それでは、本日の総会はこれで示させていただきます。本日はお疲れさまでした。